



特許における外国語書面での出願の実施規則のご案内

台湾では、従来より、特許（発明特許、実用新案、意匠を含む）出願において外国書面をもって行うことができる上に、その対応する翻訳を提出する限り、外国語の種類についての制限もありません。また、外国書面の位置付けも未だ定めていません。審査中でなく査定後にも問題が時々招来されてしまった。かかる紛争点を減少させると共に、審査を迅速させるために、台湾特許庁は、**外国語書面出願実施規則案を立て**、2012年2月24日、4月13日付の公聴会を開催しました。各界の意見や輿論を収集した上にそれを調整した後、同年5月28日にて**特許関連外国語書面での出願実施規則**を公告し、今年（2013年）1月1日から施行されております。

この規則において、ご留意となる要点は、主に以下の通りです。

- 一、 外国語の種類は、アラビア語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、ロシア語、又はスペイン語に限られます。
- 二、 外国語書面は、単一言語を用いるものでなければならないが、技術用語は、その外国語原名を付記する形で表現することができます。
- 三、 規定の違反を認められたら、出願人は、特許主務官庁による指定期間内に補完をしなければならず、さもなければ、補完日を以て外国語書面提出日とします。
- 四、 2つ以上の外国語書面で出願する場合は、最も先に提出されたものを基準にします。
- 五、 同日での2つ以上の外国語書面で出願する場合は、指定期間内にそれらを択一しなければならず、期限が満了になった時に択一をしなかったときは、その出願案を受理してはなりません。

以上のとおり、簡略に要点のみをご参考までご説明いたしました。お気づき点、ご質問となります点、ご要望などございましたら、お気軽に弊所の何（lewis@lewisdavis.com.tw）までお問い合わせください。